

●犬山市市有財産に関する民間提案制度 ― 質問と回答 ―

【案件No.2 案件(施設)名:本町ポケットパーク】

～令和2年10月14日受付分

様式	問番号	質問	回答
2	1	敷地の一角に建物を建てる、あるいはコンテナを常設することは可能でしょうか。可能であればどの程度まででしょうか。	<p>本町ポケットパークは電線類地中化施設の余剰地として市民の方が憩いまたは集いを楽しむためにある空間であり、その用途以外に利用する場合には、そうした用途・目的を妨げない限度において使用を許可することが可能となります。</p> <p>ご質問の内容に関しては、下記の点が課題として挙げられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当敷地は町内の防災倉庫、ごみ集積場として利用されているなど、地元町内会と密接な関わりがあるため、利用の際には町内会との調整が必要となること ・調書内の有効面積として考えている場所は防災倉庫の前であり、物理的に建物を常設することが難しい場所であること ・契約期間満了後に、建物を撤去すること(原状復旧すること)が困難だと想定されること <p>以上の点より、建物・コンテナハウスを常設することを許可できる可能性は低いと考えます。</p> <p>ただし、上記のような課題をクリアすることが前提とはなりますが、容易に移動・撤去が可能な設置物に関しては協議の余地があります。</p>
2	2	施設図面の提供は可能でしょうか。	<p>ご提供します。</p> <p>なお、同じ図面データをホームページ上にもアップしました。</p>